

東京都議会議長 尾 崎 大 介 殿

東京都知事 小 池 百合子 殿

東京都人事委員会委員長 青 山 佾

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、 一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙 第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙 第3のとおり報告します。

目 次

| 別紙第1 | 職員の給与に関する報告(意見) |
|------|-----------------------------|
| | 職員と民間従業員の給与比較 ・・・・・・・・・・ 1 |
| | 生計費・雇用情勢・国家公務員の給与等・・・・・・・7 |
| | 給与改定等 · · · · · · · · · 9 |
| | 勧告実施の要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・13 |
| | |
| 別紙第2 | 職員の給与に関する勧告15 |
| | |
| 別紙第3 | 人事制度及び勤務環境等に関する報告(意見)19 |
| | 今後の人事制度のあり方20 |
| | 働き方改革と職員の勤務環境の整備・・・・・・・・23 |
| | 公務員としての規律の徹底 ・・・・・・29 |
| | |
| 参考資料 | 31 |